

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令について

平成18年 6月
海事局安全基準課

1. 背景

従来より、船舶設備規程（昭和9年逡信省令第6号）及び小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）において、船舶には、代替化が困難である以下に掲げるもの（以下「使用禁止除外部品」といいます。）を除き、アスベストを含む材料を使用してはならないこととなっています。

- I ロータリー式圧縮機及びロータリーポンプにおいて使用される羽根車
- II 350℃を超える高温下又は7MPaを超える圧力下で、火災若しくは腐食の危険性又は毒性がある液体の循環に使用される水密継ぎ手又は内張り
- III 1,000℃を超える高温下で使用される軟性及び弾力性の必要な断熱材

今般、「アスベスト含有製品について、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成するため代替化を促進する。」との政府方針（アスベスト問題に関する関係閣僚による会合「アスベスト問題への当面の対応」）を踏まえ、船舶に関してアスベストの全面禁止を検討したところ、使用禁止除外部品についてもアスベスト製品を使用せずに製造できることが分かりました。

以上のことから、使用禁止除外部品の規定を削り、船舶には例外なくアスベストを含む材料を使用してはならないこととする予定です。

2. 改正案の概要

- (1) 船舶設備規程及び小型船舶安全規則において規定されている使用禁止除外部品の項目を削除する。
- (2) 既存船舶に備え付けられている使用禁止除外部品であってアスベストを使用しているものについては、修繕等当該部品の交換時には、非アスベスト製品に交換することを規定する。

3. 改正のスケジュール（予定）

公布日：平成18年8月

施行日：平成18年9月1日